美祢市病院等事業食事サービス提供サービス業務
仕様書等の質問に対する回答

美祢市立病院

質問１

10-（１）乙の経費負担について
（カ）に具体的に記載のない費用で、下痢・嘔吐などの消化器系の症状のある場合、ノロだけでなく腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、黄色ブドウ球菌等培養検査の費用負担は現在通り受託者となりますでしょうか。その期間中の社員の出勤停止でよろしいでしょうか。

回答１

お見込みのとおり、施設内配置従業員の健康管理に必要な検査費用については、受託者の負担となります。
また、下痢・嘔吐等の症状がある従業員については、速やかに医療機関を受診させ、感染性疾患の有無を確認するとともに、調理及び食品取扱業務に従事させないようお願いいたします。
なお、検査項目や業務への復帰については、医師の診断、関係法令及び本院の感染対策方針等を踏まえ、適切に判断していただくこととなります。

質問２

６-（７）乙の経費負担について
現在、貴院の方針に従い喫食２時間前の調理開始を厳守しております。大量調理マニュアル上では調理終了後２時間を守ることが記載されておりますがこちらについて継続でよろしいでしょうか。併せて食事内容によって、大きさが病院と老健で違いますが、こちらは現状の対応の継続でよろしいでしょうか。

回答２

調理開始時間については、現行の運用を基本としますが、仕様書において一律の開始時刻を定めているものではありません。
「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理を徹底するとともに、所定の配膳時間に適切な食事を提供できるよう、必要に応じて本院と協議の上、対応していただくこととなります。
また、病院と老健における食事の大きさ等の違いについては、原則として現行の対応を継続することを想定しておりますが、患者及び入所者の状況に応じ、必要な調整をお願いする場合があります。

質問３

評価表について
③弊社は現受託者でありますが、この項目については後業者への引継ぎ方法を記入することでよろしいでしょうか。

回答３

現受託者におかれましては、事業者が変更となった場合の後継事業者への引継方法に加え、継続受託となった場合の円滑な業務継続に向けた取組等について、御提案ください。
なお、評価及び審査に係る具体的な取扱いについては、公募型プロポーザル実施要領に基づき、回答を差し控えさせていただきます。

質問４

３-⑪配膳前の点検について
業務分担につきましては受託者となっていますが、貴院栄養士様も配膳30分前に点検をされておられます。こちらの体制についても継続でございますか。

回答４

本院栄養士による配膳前の確認については、現行の運用を基本として継続することを想定しております。ただし、仕様書３(1)⑪に定める配膳前の点検は、受託者の栄養士が毎食必ず実施するものとし、本院栄養士による確認をもって、これに代えるものではありません。
なお、具体的な点検方法及び実施時間については、必要に応じて本院と協議の上、調整することとします。